

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署、鹿児島南警察署、指宿警察署、南九州警察署、枕崎警察署、南さつま警察署、日置警察署、いちき串木野警察署、薩摩川内警察署、さつま警察署、阿久根警察署、出水警察署、伊佐湧水警察署、姶良警察署、霧島警察署、曽於警察署、志布志警察署、肝付警察署、鹿屋警察署、錦江警察署、種子島警察署、屋久島警察署、奄美警察署、瀬戸内警察署、徳之島警察署、沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な執行を確保するために利用する。	
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・物品）、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む。） 払出先となる者（遺失者を含む。）	
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む。）からの提出 遺失者への返還、払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
	(名称)	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織 の 名 称 及 び 所 在 地	鹿児島県警察本部警務部総務課 (所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10- 1
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を 受 け る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	－
備 考	－

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署、鹿児島南警察署、指宿警察署、南九州警察署、枕崎警察署、南さつま警察署、日置警察署、いちき串木野警察署、薩摩川内警察署、さつま警察署、阿久根警察署、出水警察署、伊佐湧水警察署、始良警察署、霧島警察署、曽於警察署、志布志警察署、肝付警察署、鹿屋警察署、錦江警察署、種子島警察署、屋久島警察署、奄美警察署、瀬戸内警察署、徳之島警察署、沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法(平成18年法律第73号)に関する事務の適正な執行を確保するために利用する。	
記 録 項 目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記 録 範 囲	遺失者（届出者）	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する	—	

提 案 を す る こ と が で き る 期 間	
備	考 ー

別記

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	鹿児島県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、鹿児島中央警察署、鹿児島西警察署、鹿児島南警察署、指宿警察署、南九州警察署、枕崎警察署、南さつま警察署、日置警察署、いちき串木野警察署、薩摩川内警察署、さつま警察署、阿久根警察署、出水警察署、伊佐湧水警察署、姶良警察署、霧島警察署、曽於警察署、志布志警察署、肝付警察署、鹿屋警察署、錦江警察署、種子島警察署、屋久島警察署、奄美警察署、瀬戸内警察署、徳之島警察署、沖永良部警察署	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 払出区分、16 払出年月日、17 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む。）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 鹿児島県警察本部警務部総務課	
	(所在地) 〒890-8566 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する 提 案 を す る こ と が で き る 期 間	—
備 考	—